

公益社団法人全日本トラック協会 定款

平成24年4月1日設立
令和元年6月27日改定
令和4年6月30日改定

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人全日本トラック協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、貨物自動車運送事業の適正な運営及び公正な競争を確保することによって、事業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉に寄与するとともに、事業の社会的、経済的地位の向上及び会員相互の連絡協調の緊密化を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 貨物自動車運送事業に関する指導、調査及び研究
 - (2) 貨物自動車運送事業に関する統計の作成、資料の収集及びこれらの刊行
 - (3) 貨物自動車運送事業に関する意見の公表及び国会、行政庁等への申出
 - (4) 行政庁の行う貨物自動車運送事業法その他法令の施行の措置に対する協力
 - (5) 貨物自動車運送事業法に基づく全国貨物自動車運送適正化事業
 - (6) 貨物自動車運送事業の社会的、経済的地位の向上に寄与する施策と宣伝、啓蒙
 - (7) 全国的規模において実施する共同利用施設の整備・管理・運営、基金の造成等貨物自動車運送事業の近代化・合理化のための事業
 - (8) 事業用資材ならびに運営資金のあっ旋
 - (9) 前各号に掲げる事業を行うため必要な研究、講演、講習会等の開催
 - (10) 会員相互の連絡協調を図る施策
 - (11) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項に規定する事業については、日本全国において行うものとする。

第3章 会員

(会員の種類)

第5条 この法人に次の会員を置く。

(1) 普通会員

第1種 都道府県を地区とする貨物自動車運送事業者が組織する団体

第2種 第1種の普通会員が推挙する貨物自動車運送事業者又は貨物自動車運送事業に係る貨物運送取扱事業者

第3種 次に掲げる者であつて、当法人の目的に賛同する者

- ①全国を地区とする貨物自動車運送事業者
- ②全国を地区とする貨物自動車運送事業者又はこれに関連する事業者が組織する団体
- ③貨物自動車運送事業に関し、学識経験を有する者

(2) 賛助会員

この法人の趣旨に賛同して入会する者で、理事会の承認を得た者

2 前項の会員のうち普通会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員（前条第1項第1号の第1種普通会員を除く。）になろうとする者は、書面でその旨を申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になったとき及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 会員である団体が解散したとき
- (3) 一年以上会費等を滞納したとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 総普通会员の同意があつたとき

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) 第7条の支払い義務を1年以上にわたり履行しなかつたとき
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員の登録)

第 11 条 この法人は、第 6 条の承認をしたとき又は第 8 条に該当したときにはそれぞれ
会員名簿に登録し、又は会員名簿から抹消し、かつ、その旨を当該者に通知しなければな
らない。

(会員資格)

第 12 条 (削除)

第 4 章 総会

(構成)

第 13 条 総会は、すべての普通会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とす
る。

(開催)

第 14 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 か月以内に 1 回開催するほか、必
要がある場合に開催する。

(招集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招
集する。

2 総普通会员の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する普通会员は、会長に対し、総会
の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(招集通知)

第 16 条 会長は、総会の日日の 2 週間前までに、普通会员に対して、次の事項を記載した
書面をもって通知しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的である事項
- (3) 総会に出席しない普通会员が書面による議決権の行使に関する事項
- (4) 委任状による議決権の行使に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

(招集手続の省略)

第 17 条 前条の規定にかかわらず、総会は普通会员全員の同意があるときは、招集の手
続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第 18 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第 19 条 総会における議決権は、普通会員 1 名又は 1 法人若しくは 1 団体につき 1 個とする。

(権限)

第 20 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(決議)

第 21 条 総会の決議は、総普通会員の議決権の過半数を有する普通会員が出席し、出席した当該普通会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総普通会員の半数以上であって、総普通会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 25 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第 22 条 普通会員は、次の各号に該当する者に対し、議決権の行使を委任することができる。この場合において委任を受けた者は、委任状をこの法人に提出しなければならない。

- (1) この法人の普通会員
- (2) この法人の普通会員たる法人又は団体の役員又は職員

2 前項の規定により議決権の行使を委任した者は、総会の成立及び議決について、これを出席したものとみなす。

3 第 1 項の委任状の提出は、総会ごとに行うものとする。

4 第 1 項の規定により提出された委任状は、総会の日から 3 か月間主たる事務所に備え置かなければならない。

5 普通会員は、この法人の業務時間内は、いつでも、委任状の閲覧又は謄写の請求をす

ることができる。

(書面による議決権の行使)

第 23 条 普通会員は、総会において、書面により議決権の行使を行うことができる。

2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した普通会員の議決権の数に算入する。

3 第 1 項の規定により提出された書面は、総会の日から 3 か月間主たる事務所に備え置かなければならない。

4 普通会員は、この法人の業務時間内は、いつでも、書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

(議事録)

第 24 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうちからその総会において選任された議事録署名人 2 名以上は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第 5 章 役員及び会計監査人

(種類及び定数)

第 25 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 113 名以上 125 名以内

(2) 監事 3 名以内

2 理事のうち 56 名以上 62 名以内を常任理事とする。常任理事は第 5 条に定める総ての第 1 種普通会員の代表者及び 1 名の会長、15 名以内の副会長、1 名の理事長、2 名以内の専務理事、5 名以内の常務理事を含むものとする。

3 前項の会長及び理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

4 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第 26 条 理事及び監事は、総会の決議によって普通会員の中から選任する。

2 会計監査人は総会の決議によって選任する。

3 理事会は、理事の中から会長、副会長、理事長、専務理事及び常務理事を決議により選定する。ただし、会長は、総会の決議により選定された候補者の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第 27 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 常任理事は、常任理事会を構成し、この定款で定めるところにより、職務を執行する。

3 会長は、この法人を代表し、会務を総理する。

- 4 副会長は、会長が示す特命事項について会長を補佐する。
- 5 理事長は、会長及び副会長を補佐して、会務を代表して執行する。
- 6 専務理事は、理事長を補佐して、事務局を統括する。
- 7 常務理事は、その担当業務につき理事長及び専務理事を補佐し、会務を執行する。
- 8 代表理事及び業務執行理事は自己の職務の執行の状況を毎事業年度に4箇月を超える間隔で二回以上理事会でその報告をしなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 28 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第 29 条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書、財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第 30 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 25 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

5 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、その定時総会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第 31 条 理事及び監事並びに会計監査人は、総会の決議によって解任することができる。

2 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任

後最初に招集される総会に報告するものとする。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員及び会計監査人の報酬等)

第 32 条 理事及び監事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給する。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て理事会において定める。

第 6 章 名誉会長、顧問及び参与

(名誉会長、顧問及び参与)

第 33 条 この法人に名誉会長、顧問及び参与を各々若干名置くことができる。

2 名誉会長は、業界に功績のあった者のうちから、顧問及び参与は、学識経験者のうちから会長が理事会の決議を経て委嘱するものとする。

3 名誉会長は会長の相談に応じて、意見を述べることができる。

4 顧問は、会長の諮問に応じて、意見を述べ又は会議に出席して意見を述べることができる。

5 参与は、会長の要請により理事会に出席して意見を述べることができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 34 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 35 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第 36 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎年 2 回開催する。

3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事又は監事から、理事会の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。

(3) 前号の規定により請求した日から 5 日以内に、その請求をした日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合は、その請求をした理事又は監事が

招集したとき。

(招集)

第 37 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ指定された副会長が理事会を招集する。

(議長)

第 38 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、前条第 2 項の副会長がこれに当たる。

(決議)

第 39 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第 8 章 常任理事会

(構成)

第 41 条 この法人に常任理事会を置く。

2 常任理事会は、すべての常任理事をもって構成する。

(権限)

第 42 条 常任理事会は、この法人の都道府県トラック協会に関する事項について理事会に意見又は議事案件を提出する。

(種類、開催、招集、議長及び決議)

第 43 条 常任理事会の種類、開催、招集、議長、決議及び議事録については、第 36 条から第 39 条第 1 項及び第 40 条の規定を準用する。この場合、理事又は監事を常任理事と読み替える。

第 9 章 正副会長会

(構成)

第 44 条 この法人に正副会長会を置く。

2 正副会長会は、会長及びすべての副会長をもって構成する。

(権限)

第 45 条 正副会長会は、次の職務を行う。

- (1) 常任理事会の運営に関すること
- (2) 常任理事会に提出する議案
- (3) 常任理事会を開くいとまがない場合における緊急事項

2 前項第 3 号の議決事項は、次の常任理事会においてその承認を得なければならない。

(種類及び開催)

第 46 条 正副会長会は、通常正副会長会と臨時正副会長会の 2 種とする。

2 通常正副会長会は、毎年 4 回開催する。

3 臨時正副会長会は、会長が必要と認めた場合に開催する。

(招集)

第 47 条 正副会長会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ指定された副会長が正副会長会を招集する。

(議長)

第 48 条 正副会長会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、前条第 2 項の副会長がこれに当たる。

(決議)

第 49 条 正副会長会の決議は、決議について特別の利害関係を有する副会長を除く会長及び副会長の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第 50 条 正副会長会の議事については、議事録を作成する。

2 出席した議長は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第 10 章 委員会・部会

(委員会、部会)

第 51 条 この法人に、委員会及び部会を置く。

(委員会の職務)

第 52 条 委員会は、会長の諮問に応じ、会長に建策し、及び理事会から付託された事項につきその実現に努力する。

(委員会の招集及び議長)

第 53 条 委員会は、委員長の要請により会長が招集する。委員会の議長は、委員長とする。

(委員会の種別その他)

第 54 条 委員会の種別、構成その他については会長が別に定める。

2 委員会に小委員会、正副委員長会議を設けることができる。

(部会の職務)

第 55 条 部会は、事業種別ごとの固有の問題について、会長の諮問に応じ、会長に建策する。

(部会の招集、議長、種別その他)

第 56 条 部会の招集、議長、種別その他については、第 53 条及び第 54 条の規定を準用する。

第 1 1 章 ブロック協会

(ブロック協会)

第 57 条 この法人は、別表に定めるブロック内の第 5 条第 1 号第 1 種会員が組織する団体（以下「ブロック協会」という）と常に密接な連絡協調を図り本会の円滑な運営に資する。

(ブロック協会の業務)

第 58 条 ブロック協会は、その固有の事業とは別に次の業務を行う。

- (1) 会務情報の伝達補完及びブロック内意見の集約
- (2) ブロック代表副会長及び委員会委員の推せん
- (3) この法人のブロック単位事業への協力
- (4) 広域防災訓練等災害時におけるブロックの緊急対策
- (5) その他必要な事項

第 1 2 章 事務局

(設置等)

第 59 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第 1 3 章 資産及び会計

(事業年度)

第 60 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(資産の構成)

第 61 条 この法人の資産は、会費、寄付金及び第 5 条第 1 号第 1 種会員から出捐された資金（以下「出捐金」という。）並びにその他の収入をもって構成する。

(資産の管理)

第 62 条 この法人の資産は、会長が管理し、その管理方法は理事会の決議により別に定める財産管理規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第 63 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 64 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第 3 号から第 6 号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号、第 6 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 65 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 5 号の書類に記載するものとする。

第14章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第66条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第67条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第68条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する他の公益法人若しくは同号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第69条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する他の公益法人若しくは同号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第15章 公告の方法

(公告の方法)

第70条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第16章 補則

(委任)

第71条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この定款の施行前に、社団法人全日本トラック協会の正会員及び推薦会員であった者は本定款上の普通会員、賛助会員であった者は賛助会員、名誉会長であった者は名誉会長、顧問及び相談役であった者は顧問、参与であった者は参与とする。

3 この法人の最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事

関谷忠泉、南 義弘、田口義嘉壽、新見 健、杉本守巧、田中一壽、横塚正秋、
星野良三、古屋芳彦、大和健司、坂本克巳、宇田川育男、大須賀正孝、柏葉 孔、
岡村正治、沢本輝之、尾関卓司、大高一夫、小幡銀伸、振津泰弘、辻 卓史、矢島昭男、
草水正義、小林和男、栗飯原一平、馬渡雅敏、三浦文雄、角田正一、筒井康之、
立川雅尉、笠原秀人、伊藤昭人、武田忠一、堀越誠一郎、西郷隆好、福田泰久、山口 雄、
為廣尚武、倉茂周典、大里忠弘、福永征秀、藤岡修三、原 重則、石見國雄、
田上秀雄、鈴木登夫、吉野雅山、出雲 武、亀田昌廣、黒木建一、嶋田康子、宮崎一治、
上村廣和、川上和人、外菌輝蔵、窪田明規夫、岩田敏雄、結城幸彦、彦田昌昭、梅沢利雄、
藤木幸二、神谷修義、鈴木正二、川端英治、坂下成行、清水則明、金井清治、龍田潤三、
楠木寿嗣、國吉保武、北島正博、鳥居伸雄、山田博義、服部隆和、三村彰一、小林茂行、
石原行彦、岡田 博、小丸成洋、河崎静生、三谷哲夫、浅井 隆、竹内政司、天野智義、
伊澤 進、高橋浩治、吉田修一、加藤浩幸、西野 衛、澤田時雄、吉本英雄、中岡海城雄、
村田省蔵、渡邊泰夫、内田幹雄、水野 功、木村英敬、海鋒 守、小林幹愛、一宮貢三、
岩下哲三、小池唯夫、中村友久、宮本秀洋、桶本 毅、中村隆則、山内雅喜、長井純一
若杉福雄、近藤 巖、北野 穰、増田康雄、福本秀爾、齋藤直也、加藤欽也、萩尾計二、
細野高弘、山本洋治、谷本義治、塚本政治、山崎薫
監事 内田 茂、田中 亨、野尻俊明

4 この法人の最初の代表理事は、星野良三、福本秀爾、業務執行理事は、細野高弘、矢島昭男、村田省蔵、齋藤直也、山崎薫及び会計監査人は、青南監査法人とする。

5 第3項の理事のうち、会長、副会長、理事長、専務理事及び常務理事は、次に掲げる者とする。

会 長 星野良三

副 会 長 杉本守巧、倉茂周典、横塚正秋、大高一夫、小林和男、尾関卓司、小幡銀伸
坂本克巳、辻 卓史、新見 健、小丸成洋、栗飯原一平、原 重則、萩尾計二

理 事 長 福本秀爾

専務理事 細野高弘

常務理事 矢島昭男、村田省蔵、齋藤直也、山崎薫

6 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第60条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附則

- 1 定款第5条(1)、第11条、第12条、第19条、第61条の変更については、令和元年6月27日より施行する。
- 2 定款第25条第2項の変更については、令和4年6月30日より施行する。

第 57 条（ブロック協会）別表

1. 北海道ブロック（北海道トラック協会）
2. 東北ブロック（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県トラック協会）
3. 関東ブロック（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県トラック協会）
4. 北陸信越ブロック（新潟県、長野県、富山県、石川県トラック協会）
5. 中部ブロック（愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、福井県トラック協会）
6. 近畿ブロック（滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県トラック協会）
7. 中国ブロック（岡山県、広島県、鳥取県、島根県、山口県トラック協会）
8. 四国ブロック（香川県、徳島県、愛媛県、高知県トラック協会）
9. 九州ブロック（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県トラック協会）

以 上